

科学教育総合研究所株式会社における公正な研究活動に関する規則

代表取締役 小田垣 孝制定

平成 29 年 4 月 1 日

平成 29 年 9 月 10 日改訂

(目的)

第 1 条 この規則は、科学教育総合研究所株式会社（以下「研究所」という。）の研究者に公正な研究活動を行わせ、研究所における研究活動の質を担保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「研究資金」とは、研究所の責任において管理するすべての資金をいう。

2 この規則において「研究活動」とは、研究所において研究資金により行われる全ての研究活動をいう。

3 この規則において「研究者」とは、研究所において研究活動を行っている全ての者をいう。

4 この規則において「構成員」とは、研究所に所属する全ての職員（非常勤を含む。）をいう。

5 この規則において「不正行為」とは、第 8 条第 1 項に定める「特定不正行為」をいう。

(研究所の責任)

第 3 条 研究所は、不正行為を事前に防止する取組を行うとともに、不正行為疑惑が生じた場合速やかに調査を行い、結果を公表する。

(研究者の責任)

第 4 条 研究者は、公正に研究活動を遂行しなければならない。

2 研究者は、研究データの適正な記録保存や厳正な取扱いの徹底など不正行為の防止を可能とする研究管理を行わなければならない。

3 研究者は、自らの研究活動によって得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料を用いて公表するものとする。

4 研究者は、研究の実施にあたり、個人情報取扱い・守秘義務・知的財産等に留意するとともに、法令や研究所の規則等を遵守しなければならない。

5 研究者は、不正行為の疑惑を晴らそうとする場合、自己の責任において科学的根拠を示し、説明しなければならない。

(最高管理責任者)

第5条 研究所における公正な研究活動について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置き、代表取締役をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、研究倫理教育、公正な研究活動の管理を行うとともに、常に研究所全体における実施状況を確認する。

（研究倫理教育）

第6条 研究所は、常勤の研究者に対して各年度に1回以上次項の内容の研究倫理教育を行う。非常勤の研究者には、本務機関等において同様の倫理教育を受けることを求める。

2 研究倫理教育の内容は、次の事項を含むものとする。

- （1）研究者の基本的責任
- （2）研究活動に対する姿勢などの研究者の行動規範
- （3）研究データとなる実験・観察ノート等の記録媒体の作成（作成方法等を含む。）・保管やプログラム・実験試料・試薬等の保存
- （4）論文作成の際の各研究者間における役割分担・責任関係の明確化
- （5）その他研究活動に関して守るべき作法についての知識や技術

（研究データの保存・開示）

第7条 研究者は、研究データを適切に保存・管理し、必要に応じて当該研究データを開示しなければならない。

2 研究データは、原則として10年間は保存しなければならない。

3 第2項の保存期間中に、研究者の故意による研究データの破棄や不適切な管理による紛失によって、不正行為の疑義を払拭できない場合の責任は、当該研究者が負う。

（特定不正行為及び不適切な行為）

第8条 研究者は、次の特定不正行為を行ってはならない。

- （1）捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
 - （2）改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
 - （3）盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為
- 2 研究者は、次の不適切な行為を行ってはならない。
- （1）二重投稿（二重出版）：著者自身によって既に公表されていることを開示することなく、同一の情報を投稿し、発表する行為
 - （2）分割出版：一つの研究を複数の小研究に分割して細切れに出版する行為
 - （3）不適切なオーサーシップ：著者としての資格がない者を著者として含める行為、及び著者としての資格を有する者を除外する行為

(通報)

第9条 研究所の研究員の研究活動における不正行為の事実を知った研究所の構成員または研究所外の者は、最高管理責任者に通報することができる。

2 本条の通報は、通報者の希望により匿名とすることができる。

(調査手続及び方法等)

第10条 研究所は、通報により研究活動における不正行為の疑惑が生じたときは、第3者を含む調査委員会を設置して、不正行為についての調査を行い、その結果を原則として3ヶ月以内に公表する。

2 調査委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係をもたないものとする。

3 通報者及び被通報者は、調査委員について1週間以内に異議を申し立てることができる。

4 不正行為の調査を開始したときは、文部科学省に報告すると共に当該不正行為が外部資金による研究に関わる場合は、その配分機関に報告する。

5 本調査を開始した場合は、被通報者の予算の執行を一時的に停止することができる。

6 調査委員会の委員は、調査の過程で知り得た情報を部外に漏えいしてはならない。

7 不正行為の疑いは、当該研究者の科学的根拠に基づく説明によってのみ覆すことができる。

8 前項の当該研究者の説明及びその他の証拠によって、不正行為の疑惑が覆されない場合、不正行為が行われたものとみなす。

9 前項の規定にかかわらず、生データや実験・観察ノート、プログラム・実験試料・試薬等の不存などが、災害等の当該研究者の責によらない正当な理由がある場合は、不正行為とは認定されない。また、第7条第2項に定める保存期間を超えることによるものであるときも同様とする。

10 通報者及び被通報者は、調査結果について2週間以内に異議を申し立てることができる。異議申し立てがあった場合、第4項と同様の報告を行う。

11 異議申し立てがあった場合、1ヶ月以内に再調査を行うか否かを決定し、第4項と同様の報告を行う。

12 再調査を行う場合は、2ヶ月以内に結論を得て、その結果を公表し、第4項と同様の報告を行う。

(調査結果の公表)

第11条 前条の各調査において不正行為が認定された場合、研究所は当事者の氏名・所属等を含む調査結果を公表する。

(懲戒)

第 12 条 第 10 条の調査により、第 8 条に規定する特定不正行為に関与したと認定された研究者（共謀者を含む。）については、研究所就業規則第 56 条及び第 57 条に基づき、懲戒処分を行う。

(損害賠償請求)

第 13 条 第 10 条の調査により、不正行為が認定され、資金配分機関への返還等研究所が損害を被った場合、研究所は当該不正行為に関与したと認定された者に対し、損害賠償請求を含めた法的手段を講じる。

(論文等の取り下げ)

第 14 条 代表取締役は、第 10 条に規定する調査により、不正行為に関与したと認定された研究者（共謀者を含む。）に対して、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。

(研究費の適正な執行)

第 15 条 研究者並びに当研究所と取引を行う業者は、研究費を適切に執行しなければならない。

2 不適切な研究費の執行を幫助した業者は、その額にかかわらず取引を停止する。

第 16 条 当研究所と 10 万円以上の物品等の売買契約を結ぼうとする業者は、別表 1 の誓約書を提出しなければならない。

(特殊な役務の検収)

第 17 条 特殊な役務の検収は、仕様書、発注書に基づき、現場での動作を確認して行う。

附則 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この改訂は、平成 29 年 9 月 10 日から施行する。

別表 1

誓約書

当社は、科学教育総合研究所株式会社との取引において以下のことを遵守いたします。

1. 科学教育総合研究所株式会社の規定等を遵守し、不正に関与しません。
2. 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。
3. 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。
4. 構成員から不正行為の依頼などがあった場合には通報いたします。

20〇〇年〇月〇日

社名 _____

職名 _____

氏名 _____